

議案第 4 1 号

みよし市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

みよし市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

みよし市長 小 山 祐

みよし市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

みよし市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 4 年三好町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（葬祭補償）</p> <p>第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 3 万円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 1 万 5, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のみよし市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 1 8 条の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じたみよし市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等の葬祭補償の額を改正するため必要があるからである。